

加速アクションプラン個票

①実施項目	17	使用料・手数料見直し事業	②No.23	実施状況 実施中		
③加速プラン事業名	使用料・手数料見直し事業					
④所管課	財務課					
⑤現状と課題	<p>【現状】使用料・手数料の見直しについては、「滝沢村使用料・手数料受益者負担適正化指針」に基づき、3年毎の定期的な見直しを行っている。平成14年度にコスト計算を実施し、平成15年4月1日に第1回目の料金改定を行い、平成17年度にコスト計算を実施し、平成18年7月1日に第2回目の料金改定を行っている。平成20、21年度にコスト計算を実施し料金改定の検討を行い、併せて減免制度の見直しも進めている。</p> <p>【課題】使用料・手数料の見直しについては、コスト計算方法等(算入方法、算入割合等)の変更を行い、平成21年度中にコスト計算を実施した。その結果、コスト計算方法等(算入方法、算入割合等)の検討が必要なほか、各公共施設毎の近隣市町村類似施設との比較、地域性に応じた料金改定の在り方を含め、見直しを進めていく必要がある。</p>					
⑥取組み内容	<p>①コスト計算方法等のベンチマーク、盛岡広域圏での使用料の見直し</p> <p>②「滝沢村使用料・手数料受益者負担適正化指針」の一部改正</p> <p>③コスト計算の実施</p> <p>④コスト計算結果の取りまとめ及び料金改定の検討</p> <p>⑤使用料・手数料条例の一部改正</p> <p>⑥使用料・手数料の料金改定の実施</p> <p>●各公共施設使用料にかかる減免制度の見直し</p>					
⑦年度計画	H19	H20	H21	H22	H23	H24
平成19年度から平成21年度までは集中取組期間です。	ベンチマーク	事前準備作業	事前準備作業	料金改定実施	ベンチマーク	事前準備作業
	①	①～⑤	①～⑤	⑥	①	①～⑤
	●減免見直し					→
計画値	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
実績値	2,000	267				
⑧目標	【計画値算式】使用料・手数料及び減免制度見直しによる歳入増(対平成18年度増加額) 使用料・手数料は、公共サービス等の対価として受益者に応分の負担を求めるものであり、税の公平性の確保、適正な受益者負担の見地からも受益者と一般住民との負担の不公平感を除く必要がある。また、財政健全化に向けた自主財源の拡大を進めていく必要があることから、自主財源の一端をなす使用料・手数料及び減免制度の見直しによる歳入増を目標とする。					
⑨効果	「滝沢村使用料・手数料受益者負担適正化指針」に基づき、3年毎の定期的な見直しや盛岡広域圏での比較・検証を行い、受益者負担の適正化を図ることにより、総合計画の政策に掲げる「戦略的な経営に向けた資源の確保と適正な資源配分」の実現が図られることを目指すものである。また、適正な負担割合に応じた料金設定を達成度において把握するものである。					
⑩達成度	H19	H20	H21	H22	H23	H24
	平成18年度見直し額により実施中	平成18年度見直し額により実施中	平成18年度見直し額により実施中	/	/	/
⑪国集中改革プラン報告項目別全体計画	(対H16) ※当該加速プランが含まれる項目について表記					
【項目名】使用料手数料の見直し	H17	H18	H19	H20	H21	合計
計画値	0	1,000	2,000	2,000	2,000	7,000
実績値	0	2,000	3,000	2,000	2,000	9,000
差額	0	1,000	1,000	0	0	2,000
全体報告値						
単位：千円						

加速アクションプラン個票

①実施項目	17	使用料・手数料見直し事業	②No.23	実施状況 実施中		
③加速プラン事業名	使用料・手数料見直し事業					
④所管課	生涯学習課					
⑤現状と課題	<p>【現状】学校施設開放事業について、定例利用団体は運営委員会として申請書を提出し、利用の際は自ら施設の開閉を行い、利用後には報告を行っている。生涯学習課は学校や一般団体との日程調整事務を行っている。平成20年度からは管理指導員を廃止し、謝金の支出がなくなったため、学校体育施設開放事業としてはゼロ予算となる。</p> <p>【課題】公共施設については、使用料や減免の見直しが行われており、本事業においても、利用団体が受益者としての応分の負担が求められている。これまで、平成19年度から運営委員会の組織化と申請の一本化、平成20年度から管理指導員の廃止と運営委員会での施設の開閉を開始し、利用者には段階的に事務の面での受益者負担を導入している。</p> <p>次の段階としては使用料の徴収を検討しなければならないが、使用料の料金設定（一般の社会体育施設とは設備・待遇面で比較できない）、施設の使用料を徴収すべき所管課のありかた、膨大な件数を処理するための納付書の交付方法等、また事務量に見合った効果が得られるか、関係課で協議・検討しなければならない事項が多くある。</p>					
⑥取組み内容	<p>【運営委員会の設置について】 平成19年度4月運営委員会発足、定例利用団体の申請・報告の一本化 →生涯学習課の事務量・郵便料等の削減</p> <p>【鍵の運用管理について】 平成20年度4月から利用団体による鍵の運用管理 →管理指導員を廃止したことで19年度比で3,138千円の予算削減</p> <p>【施設管理事務の移管】 監査指摘を受け、学校施設の管理にあたるワックスがけ・清掃用モップの設置を生涯学習課から学校教育課へ事務移管</p>					
⑦年度計画	H19	H20	H21	H22	H23	H24
平成19年度から平成21年度までは集中取組期間です。	開放校毎に運営委員会を設置する。	鍵の管理運用を運営委員会が行う。	使用料の徴収について検討		検討結果に基づいた対応の実施	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	単位(千円)	単位(千円)	単位(千円)	単位(千円)	単位(千円)	単位(千円)
	/	/	/	/	未定	未定
⑧目標	<p>【平成19年度】開放校毎に運営委員会を設置する。</p> <p>【平成20年度】鍵の管理運用を運営委員会が行う。</p> <p>【平成21年度以降】使用料の徴収について検討する。</p> <p>※平成18年度において、学校施設の使用にかかる鍵の管理を委託していたが、平成19年度に廃止。3,138千円の削減となった。</p>					
⑨効果	<p>【平成19年度】運営委員会が組織され、事務処理の効率化と軽減が図られた。</p> <p>【平成20年度】運営委員会による鍵の運用で、管理指導員に要していた経費の削減が図られた。</p>					
⑩達成度	H19	H20	H21	H22	H23	H24
	開放校毎に運営委員会を設置	鍵の管理運用を運営委員会が行った	/	/	/	/

⑪国集中改革プラン報告項目別全体計画(対H16)※当該加速プランが含まれる項目について表記

【項目名】使用料手数料の見直し	H17	H18	H19	H20	H21	合計	
全体報告値 単位:千円	計画値	0	1,000	2,000	2,000	2,000	7,000
	実績値	0	2,000	3,000	2,000	2,000	9,000
	差額	0	1,000	1,000	0	0	2,000